

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和七年三月四日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 北葛城郡上牧町大字上牧の一部

三 測量の終了年月日 令和七年一月三十一日